

松戸市公の施設(松戸市市民交流会館)の指定管理者の指定について

松戸市指定管理者の指定手続等に関する条例(平成18年条例第24号)第5条第1項の規定に基づき、松戸市市民交流会館の管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者を指定します。

1. 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称・所在地
松戸市市民交流会館 松戸市新松戸七丁目192番地の1ほか
2. 指定管理者となる団体
(代表者)
松戸市常盤平五丁目24番地の1
PPP新松戸株式会社
(担当事業者)
東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地の3
シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
3. 指定管理の期間
平成28年8月1日から平成32年7月31日まで(4年間)
4. 選定理由
審査委員会における評価が総合的に良好であったため
5. 選定審査手順
 - ・ 公の施設の指定管理者候補者審査委員会
第1回:平成28年5月13日(金)
第2回:平成28年5月20日(金)
 - ・ 指定管理者候補者審査結果答申
平成28年5月20日(金)(審査委員会→市長)
 - ・ 松戸市議会12月定例会指定管理者の指定議案提出
平成28年6月10日(金)
 - ・ 松戸市議会12月定例会指定管理者の指定議案議決
平成28年6月28日(火)
 - ・ 指定管理者の告示

平成 28 年 6 月 28 日(火)

・ 指定管理者への指定の通知

平成 28 年 6 月 28 日(火)